

鹿児島県障害者計画(第5次)(素案)に係る  
パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和5年2月16日～3月15日

2 意見等の提出状況

区分	人数・団体数	件数
個人	4	14
団体	4	11
計	8	25

3 意見等の反映状況(案)

区分	件数
意見を反映し、素案を修正したもの	2
既に素案に盛り込まれているもの	12
今後の障害者施策を推進する上で参考とするもの	7
意見を反映できなかったもの	1
その他(要望・相談等)	3

No.	意見等の概要	県の考え方（案）
1	<p>第2章 1 県民の理解促進 第3章 2 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>内部障がい者を知ってもらう周知方法の検討をお願いします。 （パーキングパーミット制度など、障がい者は外見では判断できないことについて、広く県民に周知することも必要ではないかと鹿児島市内パーキングエリアで感じました。）</p>	<p>○ 内部障害のある人に対する理解促進については、計画(P22等)に記載のとおり、障害や障害のある人に対する理解を深めるよう広報活動の実施や行事の開催等に取り組んでまいります。また、計画(P26等)に記載のとおりパーキングパーミット制度やヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発により、外見から障害のあることが分かりにくい人などが配慮や援助が受けやすくなるよう努めてまいります。</p>
2	<p>第2章 1 県民の理解促進</p> <p>身体障害では、肢体不自由は年々減少、内部障害（心臓、腎臓など）は増加、知的、精神ともに増加している現状をみて、〈重点1〉県民の理解促進は大きな課題と考えます。 外見では障害者と分かりにくい人への支援（ヘルプマーク、ヘルプカード）の広報・啓発は、単発でなく継続的に視覚に入る啓発をお願いします。公共機関における研修に参加させてもらいたい。</p>	<p>○ 県民の理解促進については、計画(P22等)に記載のとおり、障害や障害のある人に対する理解を深めるよう広報活動の実施や行事の開催等に取り組んでまいります。</p> <p>○ ヘルプマーク、ヘルプカードについては、計画(P26等)に記載のとおり、外見から障害のあることが分かりにくい人などが配慮や援助が受けやすくなるよう、普及啓発に努めてまいります。</p>
3	<p>第2章 1 県民の理解促進</p> <p>先日、あるデパート中で意外な放送が流れてきました。ヘルプマークの紹介・周知徹底だそうです。多くの方々が行き交う中で、ずっと入ってくる思いやり温かさを身近に感じました。</p>	<p>○ ヘルプマーク、ヘルプカードについては、計画(P26等)に記載のとおり、外見から障害のあることが分かりにくい人などが配慮や援助が受けやすくなるよう、普及啓発に努めてまいります。</p>
4	<p>第2章 1 県民の理解促進</p> <p>□ 知的障害、精神障害、内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等は、見た目には障害があることがわかりにくいいため、 ・ ・ ・ 困難に直面することがあります。 ➔ 見た目では障害があるとわかりにくいのは聴覚障害者も含みます。補聴器や人工内耳を外していたり、髪で隠れていたりとなどの場合は一目で判断できません。聴覚障害者も含めてください。</p>	<p>○ ご意見を踏まえ、計画(P9)に下記のとおり、聴覚障害を追記します。</p> <p>□ 知的障害、精神障害、聴覚障害、内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等は、見た目には障害があることがわかりにくいいため、 ・ ・ ・ 困難に直面することがあります。</p>
5	<p>第2章 3 まちづくりの推進 第3章 2 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>ユニバーサルデザインの観点へ検討をお願いします。 （バリアフリーの観点ではなく、ユニバーサルデザインの観点へ移行すべきだと感じています。）</p>	<p>○ 安全・安心な生活環境の整備にあたっては、計画(案)(P26等)に、新たに公共的施設等について、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー化を促進しますと記載しているところです。御意見も参考にしながら安心安全な生活環境の整備に努めてまいります。</p>
6	<p>第2章 6 障害児の支援 第3章 6 保健・医療の推進 第3章 7 自立した生活の支援</p> <p>発達障がいにおける未就学児の対応連携をより具体的に検討をお願いします。 （デジタル化や家族環境、生活環境の変革から市町村レベルでの未就学児の早期対応の必要性が高まっていると感じています。）</p>	<p>○ 発達障害児への対応については、市町村、発達障害者支援センターや保育所・幼稚園等の関係機関が連携し、複合的な支援が行われるよう努めているところです。</p> <p>ご意見については、早期の支援が地域で行われるよう地域療育支援体制の構築を進めるため、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見等の概要	県の考え方（案）
7	<p><b>第2章 7 社会参加の促進</b></p> <p>■ 「障害者芸術文化活動支援センター」において、芸術文化活動に関する相談対応や芸術文化活動を支援する人材の育成、発表の機会を創出するなど、障害のある人の文化芸術活動への参加促進に努めます。</p> <p>➔ 障害者主体の文化芸術活動団体を想定しているイメージだが、障害当事者が障害のない人で構成される文化芸術活動に参加する際の支援も想定していくべきではないかと考える。</p>	<p>○ 障害者芸術文化活動支援センターは障害者の芸術文化活動に関する相談支援を実施しており、障害者が障害のない人で構成される文化芸術活動に参加するための相談支援にも対応することとしています。</p>
8	<p><b>第3章 1 差別の解消・権利擁護の推進</b></p> <p>不動産屋で精神障害者が部屋を借りようとした時、不動産屋が大家へ連絡をすると精神障害の方には貸せないということがあり、その方はまだグループホームに入居している。もっと多くの場所に合理的配慮の提供について広げてほしい。</p>	<p>○ 住宅に関する関係団体や事業所の関係者に対し、会議、研修会等の場を利用して、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の理解促進を進めるとともに、障害を理由とする差別の解消や障害者等に配慮した居住環境の援助を受けやすくするための理解促進に努めてまいります。</p>
9	<p><b>第3章 1 差別の解消・権利擁護の推進</b></p> <p>■ また、障害を理由とする差別に関する相談等に対応するため、「障害者くらし安心相談員」を配置し、条例に基づき、相談者に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係者間の調整を行います。</p> <p>➔ できるだけ当事者で専門性の高い人材の相談員の配置を行うと明示してはいかがか。</p>	<p>○ 現在配置している障害者くらし安心相談員は、相談対応、普及啓発、調査研究等の業務に従事しており、社会福祉士等の資格や社会福祉法人等の勤務経験を有した者を配置しているところです。</p>
10	<p><b>第3章 4(1) 防災対策の推進</b></p> <p>避難行動要支援者に対する支援について、地域の指定避難所（一部）が福祉避難所になることをしっかり明記しておくことが大切だと思います。いざ、災害が起こった時の困難する課題です。</p>	<p>○ ご意見を踏まえ、計画（P32）に福祉避難所の注釈を追記します。</p>
11	<p><b>第3章 4(1) 防災対策の推進</b></p> <p>鹿児島県は、世界でも有数の活火山地帯であり、薩摩川内市に原子力発電所を有することから、災害の発生後も継続的に被害を及ぼすようなファクターが非常に多数存在する地域であると感じています。</p> <p>また、離島を多数含み、火山島の数も少なくないことから、一市町村や一区域がまるごと避難しなければならないという状況も決してありえないものではありません。</p> <p>このことから、長期だけではなく長距離の避難に対する具体的な施策、支援策も盛り込む必要があると考えます。（無論、当事者からの意見も踏まえた上で）</p>	<p>○ 市町村域を超えて避難する広域避難については、県地域防災計画や関係機関との協定等に基づき、国、市町村及び防災関係機関等と連携し、対応することとしています。</p>

No.	意見等の概要	県の考え方（案）
12	<p>第3章 5(2) 選挙における配慮 精神科病院での選挙について、一般の投票の際は投票台に候補者名が書いてあって見ることができるが、精神科病院での投票に関しては、投票を書く台には名前がなく何度も廊下に貼ってある名前を見に行きながら覚えて投票している。一般と同じようにできないのか。</p>	<p>○ 病院（施設）における不在者投票においては、法令上、投票記載場所での氏名掲示ができません。 なお、投票記載場所の外で候補者を平等に扱っている資料（選挙公報、新聞記事、市町村選挙管理委員会の作成した候補者名簿等）を見せることは差し支えありません。</p>
13	<p>第3章 6(2)ア 障害の早期発見・早期対応 ■ 乳幼児健康診査や育児相談時等において、発育や発達に問題があり要経過観察となった児童に対し、小児科医や心理判定員、理学療法士の専門スタッフが発達相談を行うとともに、療育の支援を行います。（離島4保健所で実施） ➔ 早期対応にあたり、保健・医療の介入と共に福祉の専門職も加えてほしい（社会福祉士・障害児支援施設職員等）特に聴覚障害の早期対応については、早期の聴覚活用が望まれる観点から人工内耳の装用を求められる現状があり、その装用は本人の生涯の長期間にわたる医療の介入が行われる場合もあるため、聴覚活用におけるメリット面のみならず、手話言語など視覚的な意思疎通を重点とした支援も合わせて行えるように多職種で対応すべきであると考えているかがか。</p>	<p>○ 専門スタッフにつきましては、各離島の実情に応じた職種に従事していただき、療育指導を勧める場合には、保健師や保育士（障害児支援施設等勤務）が連携しながら対応しているところであります。 なお、乳幼児健診等において難聴が疑われる場合は、まずは早期に専門医療機関での聴力検査等の精密健診が必要になると考えております。 また、ご意見いただいた聴覚障害児への早期対応につきましては、精密検査の結果等を踏まえて、専門医療機関と市町村が連携を図りながら、必要に応じて県立鹿児島聾学校の乳幼児教育相談等につなげられるよう取り組んでいるところであります。 今後とも頂いたご意見を参考に、関係機関等と連携しながら、早期支援に繋がれるよう対応に努めてまいります。</p>
14	<p>第3章 7(1) 意思決定支援の推進 ガイドラインはあるが長くて分かりづらい。障害を持つ人が望むサービスを受けられるよう、分かりやすい説明のガイドラインがあっても良いと思う。</p>	<p>○ 県においては、指定相談支援事業者等に対し、国のカリキュラムによる研修を行い、障害者の意思を尊重した質の高いサービスを提供できるよう努めているところであります。</p>
15	<p>第3章 8 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 インクルーシブ教育の現状が、障害のある人が障害のない人の中に入るのが現状だ。そうではなくて障害のない側から積極的に特別支援学校等に体験交流に行くことを必須授業としてはいかがか？マジョリティー（障害のある人）の中のマイノリティー（障害のない人）を体験ができるとより障害者について理解が深まるのではないかと考える。また手話言語条例もあることから学校現場での手話授業も必須にしてはいかがか 教育の場でもそうだが、療育の現場でも、障害のない人が積極的に療育の場で交流体験をしていただきたい。</p>	<p>○ 各学校においては、特別支援学校との学校間交流で、風船バレーボールや作業学習等を一緒に取り組むなど、体験活動を取り入れた交流及び共同学習を実施することで、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげています。 また、各小中学校等では、総合的な学習の時間や特別活動等を活用して、手話学習を積極的に取り組む状況も見られます。 県教育委員会では、今後もあらゆる形態の交流及び共同学習の推進を図り、インクルーシブ教育システムの充実に努めてまいります。</p>

No.	意見等の概要	県の考え方（案）
16	<p>第3章 9(1)ア 就業に向けての準備、訓練 障害のある人が就業のために資格取得を目標とし、そのための養成機関での修学の際に必要な支援（コミュニケーション支援・身体介護等）を受けながら障害のない人と同様に（追加費用も発生することなく）受講できるよう支援する、としてはいかがか？</p>	<p>○ 鹿児島障害者職業能力開発校においては、訓練生の支援のため、看護師、精神保健カウンセラーを配置しています。入校料・授業料は無料です。職業訓練を受けることで、就職に有利となるような資格を取得することも可能です。</p>
17	<p>第3章 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 障害者が観光を楽しむことができるよう観光地において情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援が容易であるようにしていただきたい。</p>	<p>○ 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して快適に旅行できるよう、観光事業者等向けに障害者等のための接遇研修を行うなど、ユニバーサルツーリズムの推進に努めてまいります。</p>
18	<p>（その他・計画全般） 「障害」を「障がい」へ文字表記の検討をお願いします。 （鹿児島県として、令和5年2月の新時代に策定する計画でリーディングとなる表記のあり方に期待します。）</p>	<p>○ 「障害」の表記のあり方については、国において、国民世論の動向等を踏まえて検討する意向が示されていることから、国の動向や障害者団体の意見等を注視しつつ検討してまいります。</p>
19	<p>（その他・フォント） ディスレクシア障がいの方々への配慮をお願いします。 （学校教育におけるUDフォント利用。鹿児島県として、公文書や知事会見などのバックパネル、資料などでの文字利用について、UDフォント活用の検討をお願いします。）</p>	<p>○ 「見やすい・読みやすい・間違えにくい」をコンセプトに開発されたUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）については、他のシステムとの互換性を考慮しながら使用しているところです。 なお、本計画は、「BIZ UDフォント」により作成しています。</p>
20	<p>（その他・難病者の就労支援） 障害者手帳を取得できない方も多く、一定のスキルを持っていても活かすことができません。障害者総合支援法の中でのサービスだけでなく、支援を広げてください。</p>	<p>○ 県下7か所に指定している障害者就業・生活支援センターにおいては、難病患者も含め、障害のある方の就業と生活の一体的な支援を行っており、また、企業における雇用体験事業も実施しているところです。ご意見も参考に、障害のある方の障害特性やニーズに応じた就労支援等に努めてまいります。</p>
21	<p>（その他・相談） 就労継続支援事業所の仲間から何回か言葉の暴力を受けているが、事を荒立てたくないので黙っています。こんな時はどうしたらよいのだろうと思っています。</p>	<p>○ ご意見にありますような相談については、障害者くらし安心相談員（県庁障害福祉課等に配置）をはじめ、県地域振興局・支庁、市町村等の様々な機関で対応することとしていますので、これらの窓口にご相談くださるようお願いいたします。</p>
22	<p>（その他・ピアサポーターについて） ・もっと多くのピアサポーターが働ける環境を整備してほしい。保健所などでピアが相談窓口を決めて働くなど ・ピアサポーターに関しても雇用につながるよう、相談支援事業所に話をしてほしい。 ・当事者の会に補助金などがあれば、もっと多くの人と交流や勉強会などが開ける。</p>	<p>○ ピアサポーターである障害者の雇用・就労機会を確保するため、労働関係部局との連携により、精神障害者の雇用に関し、事業主の障害への理解や雇用の促進等が図られるよう努めてまいります。</p>

No.	意見等の概要	県の考え方（案）
23	<p>（その他）</p> <p>県外の医療講演会に行くと、遺伝子治療など、初めて聞く治療法や医療の進歩の違いにびっくりさせられます。医療の地域格差があってはならないことだと思います。</p> <p>医師に診断を告げられた患者は1度は絶望感を感じ、希望をなくす方が多いです。その絶望感を感じないため、新しい情報を求めています。難病患者が難病患者でなくなる日が来ると期待をよせています。そのような希望を持てる医療講演会を行政の方で計画立てていただくと、とてもありがたいです。</p> <p>私達、ボランティア団体では先生の交通費や謝金は準備できません。医療講演会に力を入れていただくと、ありがたいです。</p>	<p>○ 難病相談・支援センターにおいて、医療講演会や所内・巡回医療相談会を開催しています。</p> <p>医療講演会は、難病相談・支援センターにおいて、現状や課題の分析を行い、必要と考えられるテーマや講師を決め、開催しております。</p> <p>また、所内・巡回医療相談会は、特定医療費（指定難病）の更新申請時アンケート等を元に、患者さんのニーズの高い内容について開催しております。</p> <p>御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>（その他）</p> <p>発達障害等の早期発見、早期療育につながる力として、乳幼児健診に携わる保健師の障害を持つ子どもを見通す目を育ててほしいと思います。子どもの発達について話ができるくらいの力をつけて信頼できる保健師になれば、お母さんが安心して、子どももその心を感じ取って安心感を持てるようになると思います。（過去に仕事をしていた時に感じていたことですが、今でも保健師に頑張ってもらいたいという願いがあったので、意見させていただきました。）</p>	<p>○ 乳幼児健診等に携わる保健師に対しては、健診等の現場において経験豊富な保健師が必要な知識やスキルを実践しながら伝えていくほか、各種研修会等への参加により、発育・発達の遅れを早期発見できるように努めているところです。</p> <p>今後も頂いたご意見を参考にして、保健師のスキル向上に努めてまいります。</p>
25	<p>（その他）</p> <p>鹿児島県障害者計画（第5次）については、いろいろな分野を取り込んだ良い内容の計画だと思います。ただ、これにしっかりアクセントをつけながら周知し、理解を広げていくことが大事だと思います。この計画がしっかり県民に浸透して理解されていくことを期待しています。</p>	<p>○ 本計画に基づき、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、県民の理解促進に努めるとともに、本県の障害のある方の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に実施してまいります。</p>